

# 令和6年度愛知県災害廃棄物処理計画推進業務 仕様書

## 1 業務の名称

令和6年度愛知県災害廃棄物処理計画推進業務

## 2 業務の目的

本県では、大規模災害発生時において県民生活及び産業活動の早期復旧、復興を果たすべく、2016年10月に愛知県災害廃棄物処理計画を策定した。また、2022年1月には、近年の集中豪雨等の状況を踏まえ、地震・津波以外の災害廃棄物対応の知見が蓄積されたことなどから、同計画を改定した。

同計画を実効性の高いものとし、迅速かつ適正な災害廃棄物の処理を遂行するためには、一義的な災害廃棄物の処理主体となる市町村等と連携した処理体制を構築することが重要である。

そこで、研修会や図上演習を実施するためのプログラムの作成や運営補助業務を委託し、市町村等と連携した実効性ある災害廃棄物処理体制の構築を図るものである。

## 3 業務の内容

### (1) 業務実施計画の作成

受託者は、業務の目的を踏まえて、業務実施方針、業務スケジュール、組織・連絡体制等を記載した業務実施計画書を作成し、委託者に提出する。

### (2) 研修会の実施支援

以下のア、イの研修会を実施するための支援を行う。

#### ア 基礎研修会

有識者、過去の災害の被災地職員、被災地支援に従事した者等による災害廃棄物処理事例における課題やノウハウに関する講演を通じて、災害廃棄物処理に係る経験の共有や基礎的な知識の習得を図る。

また、あわせてワークショップを行うことで、受講者の意識の向上、人的ネットワークの構築、説明力、想像力、判断力といったスキルの向上を図る。

なお、研修の内容については、受託者からの提案に基づき、県と協議の上、決定するものとする。

<対象者> 県、市町村及び一部事務組合の災害廃棄物担当者 約80名(予定)

(研修内容によっては民間事業者団体を含むものとする。)

<開催回数> 1回

## イ スペシャリスト養成研修

主に、災害廃棄物処理に係る業務の経験者を対象として、突発的に発生する事例への対応などの応用力が求められる場合においても災害廃棄物を迅速かつ適切に処理できるスペシャリストを養成するため、より専門性の高いテーマについて研修を行う。

研修の内容については、受託者からの提案に基づき、県と協議の上、決定するものとするが、図上演習のシナリオの作成を含めることとする。

<対象者> 県、市町村及び一部事務組合の災害廃棄物担当者 約 30 名 (予定)

<開催回数> 1 回 (2 日間)

研修会における受託者の役割は以下のとおり。

- ・研修プログラムの作成、資料（次第、名簿除く。）の作成
- ・当日の会場準備、運営（会場は、県の会議室を使用する予定）
- ・当日使用する資料、資材（パソコン、プロジェクター、ワークショップ等で使用する模造紙、筆記用具等）の準備
- ・有識者の講演の写真撮影、ビデオ撮影（有識者が承諾した場合に限る。）
- ・有識者への謝金、旅費の支払い

### (3) 図上演習の実施支援

大規模災害の発災時において、県及び市町村、民間事業者団体等が連携して迅速かつ適正に災害廃棄物の処理に当たれるよう、図上演習を実施する。なお、図上演習で使用するシナリオは、3 (2) イで作成したシナリオを使用する。

また、不参加の市町村等に対して、必要に応じてフォローアップを行う。

<対象者> 県、市町村、一部事務組合及び民間事業者団体等の災害廃棄物担当者 約 150 名 (予定)

<開催回数> 2 回 (各回 75 名程度)

図上演習における受託者の役割は以下のとおり。

- ・研修プログラムの作成、資料（次第、名簿除く。）の作成
- ・当日の会場準備、運営（会場は、県の会議室を使用する予定。）
- ・当日使用する資料、資材（ビブス、パソコン、プロジェクター、ホワイトボード、模造紙、筆記用具、コピー機等）の準備
- ・図上演習の様子の写真撮影、ビデオ撮影

### (4) 業務報告書の作成

3 (2) ~ (3) で実施した内容について、報告書を作成する。

## 4 成果物の納入

### (1) 部数

業務報告書（印刷物） 2部

業務報告書の電子データ及び研修会、図上演習で撮影した写真、ビデオ等のデータを記録した電子媒体（CD-R等） 2部

### (2) 納入場所

愛知県環境局資源循環推進課

## 5 その他

- (1) 原則として、受託者からの提案に沿って、本県との打合せや協議を行った上で、業務を実施すること。また、必要に応じて、有識者、関係者等との連携やヒアリング、データ収集等を行った上で、必要な作業を実施すること。
- (2) 県が貸与するもの以外、本業務を行うにあたり必要な資料は、原則として受託者が用意すること。
- (3) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。以下同じ）を愛知県に無償で譲渡するとともに、著作人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (4) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物等」という。）が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (5) 受託者は、本仕様書に明記されていない事項、又は疑義を生じた事項については、県と協議して定めるものとする。
- (6) 採用された企画提案は、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。